

【絶縁油中の PCB 分析】

PCB 廃棄物は 2016 年 7 月 15 日までに適切な処分をしなければなりません
絶縁油中の PCB 濃度が 0.5mg / kg を超える場合は PCB 廃棄物として扱われます

PCB (ポリ塩化ビフェニル) は絶縁性、耐熱性や耐薬品性に優れていることからトランスやコンデンサの絶縁油やノンカーボン紙など広く用いられてきました。しかしその反面、毒性が強いうえ分解されにくく、しかも脂肪組織に蓄積しやすいという非常に厄介な物質で、発がん性、皮膚障害、ホルモン異常などの健康障害を引き起こします。

PCB は 1881 年にドイツではじめて合成され、1929 年アメリカで生産が開始されました。日本では 1954 年製造が始まりましたが、1968 年の「カネミ油症事件」をきっかけに、1974 年製造及び輸入が原則禁止されました。

PCB は使用されたところだけに留まらず、気体となって世界中どこへも移動し、極地においても PCB 汚染が広がっています。

世界的には PCB は現在 POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)に指定される合成物質の一つとして、製造・使用の廃絶、廃棄物の適正処理が規定されています。日本においても PCB 廃棄物は 2016 年 7 月までに適切な処理がなされるよう規定されています。

平成元年以前に製造された変圧器やコンデンサの絶縁油交換又はそれらの機器を廃止する場合は微量の PCB が 0.5mg/kg を越えていないことを調査する必要があります。
また現在使用中の機器についても保守点検時に PCB の含有分析を行うことをお勧めします。

絶縁油が使われている機器

高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス・低圧コンデンサ、柱上トランス、OF ケーブル

【環境省からの通知内容】 (環廃産発第 040217005 号：平成 16 年 2 月 17 日)

1. 産業廃棄物処理業者は、事業者から廃重電機器等の処分を受託しようとする場合には、あらかじめ事業者に対し PCB 混入の可能性の有無について確認すること。
2. 廃油もしくは金属くず等廃重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、事業者に対しその経歴を確認し、廃重電機器等由来であれば、PCB 混入の可能性の有無について確認すること。
3. 廃重電機器等について、機器毎に測定した絶縁油中の PCB 濃度が処理目標基準である 0.5mg/kg を超えた場合は、PCB 廃棄物として扱うこと。
4. 分析のために試料を採取し、これを運ぶ場合は、廃棄物処理法及び PCB 特別措置法の適用を受けない。なお、分析のための試料は分析に必要な最小限の量とし分析後に余った試料は事業者に戻却すること。

環境総合事務所 **エコ口**

岩手県紫波郡紫波町桜町字上野沢 35 - 1 (ユアクリーン)

TEL : 019-681-2387 FAX : 019-681-2389

<http://ur-clean.wilbo.jp/>

E-mail : dty123@ur-clean.org